

離島振興対象実施地域の解除の基準について

特別委員

逢坂 誠二

(衆議院議員)

現在、離島振興対象実施地域の解除の基準として、以下が定められていると承知しております。

「離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律に基づき、架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。」

一方、昨年の離島振興法の改正に当たって衆議院では次の決議が行われました。

「本土等の際の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。」

この決議に則り、地域指定の解除基準の見直しを確実に行うことを提案します。またこの基準によって、地域指定が既に解除になった島しょについても、その解除が適切であったのかについても十分に検討することと、現在、架橋通行料などの負担がある島しょについて何らかの支援策の検討をお願いします。

以上